

傍聴要領（案）

1 傍聴手続

(1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定期刻までに会議室に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

2 傍聴者の定員

(1) 傍聴者の定員は、10名とする。

3 会議の一部非公開

(1) 個人情報を取り扱う議題については、非公開とし、審議中は退出していただきます。

4 傍聴者の遵守事項

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するときには、次の事項を守ってください。

ア 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

ウ 飲食又は喫煙を行わないこと。

エ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。

オ その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(2) 傍聴者が上記の事項に違反した場合は、退場してもらうことがあります。